

特定避難時間倒壊等防止建築物と準耐火建築物 共通点と相違点

申請書第4面【5. 耐火建築物等】欄で複数のチェックがつく場合の参考資料

耐火建築物等の名称		特定避難時間倒壊等防止建築物 (令第109条の2の2、法第27条第1項、令第110条第一号)	準耐火建築物(イ-1) (規則別記第2号様式(注意)、法第2条第九号の三イ、令第129条の2の3第1項第一号ロ、H27告253(屋根・階段はH12告1358))	準耐火建築物(イ-2) (規則別記第2号様式(注意)、法第2条第九号の三イ、令第107条の2、H12告1358)	準耐火建築物(ロ-1) (規則別記第2号様式(注意)、法第2条第九号の三口、令第109条の3第一号、H12告1367)	準耐火建築物(ロ-2) (規則別記第2号様式(注意)、法第2条第九号の三口、令第109条の3第二号、H12告1368)
建築物の種類		特殊建築物(耐火構造建築物を除く) (令第109条の2の2)	耐火建築物以外の建築物 (法第2条第九号の三)	耐火建築物以外の建築物 (法第2条第九号の三)、かつ準耐火建築物(イ-1)以外の建築物 (規則別記第2号様式(注	耐火建築物以外の建築物 (法第2条第九号の三)、かつ準耐火建築物(イ-1)(イ-2)以外の建築物 (法第2条第九号の三口)	耐火建築物以外の建築物 (法第2条第九号の三)、かつ準耐火建築物(イ-1)(イ-2)以外の建築物 (法第2条第九号の三口)
主要構造部の構造	法第27条第1項第二号に該当する建築物(同項各号(同項第二号にあっては、法別表第一(一)項に係る部分に限る。)に該当するものを除く。) (H27告255第1第1項第一号)	準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準(いわゆる外壁耐火基準・柱梁不燃基準)に適合する構造 (H27告255第1第1項第一号)	準耐火構造(法第2条第九号の三イ)で令第129条の2の3第1項第一号ロに掲げる技術的基準(1時間準耐火基準)に適合するもの (規則別記第2号様式(注意))	準耐火構造 (法第2条第九号の三イ)	令第109条の3第1号に掲げる基準(いわゆる外壁耐火基準)に適合する構造 (法第2条第九号の三口、規則別記第2号様式(注意))	令第109条の3第2号に掲げる基準(いわゆる柱梁不燃基準)に適合する構造 (法第2条第九号の三口、規則別記第2号様式(注意))
	いわゆる木三共 地階を除く階数が3で、3階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの(3階の一部を法別表第一(イ)欄に掲げる用途(下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。)に供するもの及び法第27条第1項第二号(同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。)から第四号までに該当するものを除く。)のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準(防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準)に適合するもの (イ~ハ略) (H27告255第1第1項第二号)	1時間準耐火基準(令第129条の2の3第1項第一号ロに掲げる基準(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。)をいう。)に適合する準耐火構造 (H27告255第1第1項第二号)	準耐火構造(法第2条第九号の三イ)で令第129条の2の3第1項第一号ロに掲げる技術的基準(1時間準耐火基準)に適合するもの (規則別記第2号様式(注意))	準耐火構造 (法第2条第九号の三イ)	令第109条の3第1号に掲げる基準(いわゆる外壁耐火基準)に適合する構造 (法第2条第九号の三口、規則別記第2号様式(注意))	令第109条の3第2号に掲げる基準(いわゆる柱梁不燃基準)に適合する構造 (法第2条第九号の三口、規則別記第2号様式(注意))
	いわゆる木三学 地階を除く階数が3で、3階を法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途に供するもの(3階の一部を法別表第一(イ)欄に掲げる用途(同欄(三)項に掲げるものを除く。)に供するもの及び法第27条第1項第二号(同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。)から第四号までに該当するものを除く。)であつて、前号ロ(ただし書を除く。)に掲げる基準に適合するもの (H27告255第1第1項第三号)	1時間準耐火基準(令第129条の2の3第1項第一号ロに掲げる基準(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。)をいう。)に適合する準耐火構造 (H27告255第1第1項第三号)	準耐火構造(法第2条第九号の三イ)で令第129条の2の3第1項第一号ロに掲げる技術的基準(1時間準耐火基準)に適合するもの (規則別記第2号様式(注意))	準耐火構造 (法第2条第九号の三イ)	令第109条の3第1号に掲げる基準(いわゆる外壁耐火基準)に適合する構造 (法第2条第九号の三口、規則別記第2号様式(注意))	令第109条の3第2号に掲げる基準(いわゆる柱梁不燃基準)に適合する構造 (法第2条第九号の三口、規則別記第2号様式(注意))
	その他	—	準耐火構造(法第2条第九号の三イ)で令第129条の2の3第1項第一号ロに掲げる技術的基準(1時間準耐火基準)に適合するもの (規則別記第2号様式(注意))	準耐火構造 (法第2条第九号の三イ)	令第109条の3第1号に掲げる基準(いわゆる外壁耐火基準)に適合する構造 (法第2条第九号の三口、規則別記第2号様式(注意))	令第109条の3第2号に掲げる基準(いわゆる柱梁不燃基準)に適合する構造 (法第2条第九号の三口、規則別記第2号様式(注意))
外壁の開口部	延焼のおそれのある部分(①)あり (法第2条第六号)	告示仕様* (両面遮炎)又は大臣認定(両面遮炎)のみ	共通: 建築物の種類及び主要構造部の構造により、「特定避難時間倒壊等防止建築物」「準耐火建築物」同時に該当する場合がある(特定避難時間倒壊等防止建築物=準耐火建築物のいずれか1つ)			
		大臣認定(片面遮炎)のみ	あり得る	あり得ない	あり得ない	あり得ない
	告示仕様*・大臣認定(両面遮炎)と大臣認定(片面遮炎)混在	あり得る	あり得ない	あり得ない	あり得ない	あり得ない
延焼のおそれのある部分(①)なし (法第2条第六号)	共通: 建築物の種類及び主要構造部の構造により、「特定避難時間倒壊等防止建築物」「準耐火建築物」同時に該当する場合がある(特定避難時間倒壊等防止建築物=準耐火建築物のいずれか1つ)					
①以外で、他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるもの (H27告255第3)あり	建築物の種類及び主要構造部の構造により、「特定避難時間倒壊等防止建築物」「準耐火建築物」同時に該当する場合がある(特定避難時間倒壊等防止建築物→準耐火建築物のいずれか1つ)					
①以外で、他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるもの (H27告255第3)なし	共通: 建築物の種類及び主要構造部の構造により、「特定避難時間倒壊等防止建築物」「準耐火建築物」同時に該当する場合がある(特定避難時間倒壊等防止建築物=準耐火建築物のいずれか1つ)					

\* : H12告1360又はH12告1366

## 耐火構造建築物と耐火建築物 共通点と相違点

申請書第4面【5. 耐火建築物等】欄で複数のチェックがつかう場合の参考資料

			耐火構造建築物 (規則別記第2号様式(注意)、 法第27条第1項、令第110条第2号)	耐火建築物 (法第2条第九号の二)
建築物の種類			特殊建築物 (規則別記第2号様式(注意))	建築物 (法第2条第九号の二)
主要構造部の構造			耐火構造 又は 令第108条の3第1項第一号若しくは第二号に該当する構造(耐火性能が確認されたもの) (H27告255第1第2項)	耐火構造 又は 令第108条の3第1項第一号若しくは第二号に該当する構造(耐火性能が確認されたもの) (法第2条第九号の二)
外壁の開口部	延焼のおそれのある部分(①)あり (法第2条第六号)	告示仕様*(両面遮炎)又は大臣認定(両面遮炎)のみ	共通: 建築物の種類により、「耐火構造建築物」「耐火建築物」同時に該当する場合がある(耐火構造建築物=耐火建築物)	
		大臣認定(片面遮炎)のみ	あり得る	あり得ない
		告示仕様*・大臣認定(両面遮炎)と大臣認定(片面遮炎)混在	あり得る	あり得ない
	延焼のおそれのある部分(①)なし (法第2条第六号)		共通: 建築物の種類により、「耐火構造建築物」「耐火建築物」同時に該当する場合がある(耐火構造建築物=耐火建築物)	
	①以外で、 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるもの (H27告255第3)あり		建築物の種類により、「耐火構造建築物」「耐火建築物」同時に該当する場合がある(耐火構造建築物→耐火建築物)	
①以外で、 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるもの (H27告255第3)なし		共通: 建築物の種類により、「耐火構造建築物」「耐火建築物」同時に該当する場合がある(耐火構造建築物=耐火建築物)		

\*: H12告1360又はH12告1366

## 申請書第4面【5. 耐火建築物等】欄で複数のチェックがつく場合の参考資料

	特定避難時間倒壊等防止建築物	準耐火建築物（イ-1）	準耐火建築物（イ-2）	準耐火建築物（ロ-1）	準耐火建築物（ロ-2）	耐火構造建築物	耐火建築物	その他
特定避難時間倒壊等防止建築物		△	△	△	△	×	×	×
準耐火建築物（イ-1）	△		×	×	×	×	×	×
準耐火建築物（イ-2）	△	×		×	×	×	×	×
準耐火建築物（ロ-1）	△	×	×		×	×	×	×
準耐火建築物（ロ-2）	△	×	×	×		×	×	×
耐火構造建築物	×	×	×	×	×		△	×
耐火建築物	×	×	×	×	×	△		×
その他	×	×	×	×	×	×	×	

△：同時に該当する場合がある

×：同時に該当することはない